

# 富里市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱

(令和3年4月1日告示第88号)

改正 令和4年3月18日告示第34号 令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域福祉の推進を図るため、社会福祉法人富里市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が行う市民に対する地域福祉の啓発、地区社会福祉協議会の資質向上その他地域福祉の推進に関する事業に対し、当該事業に要する費用を予算の範囲内において補助することについて、富里市社会福祉法人の助成に関する条例（昭和60年条例第4号）、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象事業等)

第2条 補助対象となる事業は前条に規定する地域福祉の推進に関する事業のうち、セミナー又は研修開催に係る事業とし、経費及び補助金の額等は次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額等
セミナー又は研修開催に係る講師謝金及び交通費又は委託料	補助対象経費の2分の1以内

(申請)

第3条 市社協会長は、規則第5条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、同条の規定による補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付申請を受けたときは、補助金額を決定し、規則第8条の規定による補助金等交付決定通知書により市社協会長に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第4条 市社協は、補助金の交付決定後、補助事業の内容を変更し、又は中止し、若しくは廃止しようとするときは、規則第14条の規定により、速やかに補助事業等変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更で市長が認める場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに審査し、変更の

承認の可否を決定し、当該補助事業等の変更等の承認をするものとする。

(実績報告)

第5条 市社協会長は、規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了した日から起算して30日以内に補助事業等実績報告書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により実績報告を受けたときは、補助金額を確定し、規則第16条の規定による補助金等交付確定通知書により市社協会長に通知するものとする。

(交付請求)

第6条 市社協会長は、規則第18条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(概算払の請求)

第7条 市社協会長は、規則第19条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、補助金等概算払(前金払)等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助事業者が補助金等を他の用途への使用をし、若しくは補助事業に関し補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 市長は、前2項の返還の請求に係る補助金で、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月18日告示第34号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。